

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町教育長告示第8号

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱（平成18年教育長訓令第13号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童及び生徒の交通安全対策のため、四万十町通学生ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、四万十町立学校に通学する児童及び生徒の保護者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、学校指定の通学用ヘルメット（初回購入分に限る。）の購入費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、ヘルメット購入費の2分の1とし、2千円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に領収書の写しを添えて、教育長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認

めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 教育長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第7条 教育長は、補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）その他教育長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第8条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 対象児童又は生徒の通学する学校名及び氏名

(学校名) _____
(氏 名) _____

2 交付申請・請求額 _____ 円

ヘルメット購入額 (消費税及び地方消費税を含む。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)
円	1 / 2	円

(注) 領収書の写しを別紙に添付してください。

(振込先) 金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義人
				フリガナ

様式第2号（第6条関係）

四万十町教委指令第 号

申請者（保護者）住 所 _____
氏 名 _____

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度四万十町通学生ヘルメ
ット購入補助金については、下記の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

四万十町教育長

記

〔条件〕

四万十町補助金等交付規則又は四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱
の定めに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部につき、これを返還
させることがあります。